

出席停止について（お知らせ）

下記の感染症に罹患した場合，学校保健安全法の規定により，医師からの許可が出ないと登校できないことになっております。その間しっかりと療養してください。

また，主治医に【診察結果報告書】又は各病院指定の書類に記入していただき，本校保健室に提出してください。

尚，インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症につきましては，処方箋等のコピーでも構いませんので，提出を宜しくお願い致します。

病名と出席停止の基準		
分類	病名	出席停止の基準
第1種	他※参照	治癒するまで（医師の指示に従う）
第2種	インフルエンザ	発症後5日，かつ，解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症日を0日として5日間経過し，かつ，症状が軽快後24時間経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで，または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺，顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	結核，髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，急性出血性結膜炎 細菌性赤痢，パラチフス，コレラ，流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症等 (溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 ヘルパンギーナ 伝染性紅斑 マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症))	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能 A型・E型：肝機能正常化後登校可能，B型・C型：出席停止不要 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止，治癒期は全身状態が改善すれば登校可 発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能 急性期は出席停止，全身状態が良ければ登校可能 下痢・嘔吐症状が軽快し，全身状態が改善されれば登校可能

※ 第1種学校感染症：エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，マールブルグ熱  
ペスト，ラッサ熱，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS）  
急性灰白髄炎（ポリオ），鳥インフルエンザ（H5N1）